

担 当	福島労働局総務部企画室 企画室長 伏見 俊一 企画室長補佐 伊藤 克義 労働紛争調整官 伊藤 達夫 電話 024-536-4600 (直通)
--------	--

《平成19年度個別労働紛争解決制度施行状況》 個別労働紛争解決制度の利用が引き続き拡大

- ・総合労働相談件数 10,340 件
- ・民事上の個別労働紛争相談件数 3,308 件
- ・助言・指導申出受付件数 100件を超える

《概要》

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」施行状況 ～平成19年度～

1. 総合労働相談件数 : 10,340件(14.3%増*)
2. 民事上の個別労働紛争相談件数 : 3,308件(6.0%増*)
3. 助言・指導申出受付件数 : 112件(27.3%増*)
4. あっせん申請受理件数 : 88件(19.3%減*)

【* 増加率は、平成18年度実績と比較したもの。】

個別労働紛争解決制度は、平成13年10月の施行から今年で7年を迎えるが、企業組織の再編や人事労務管理の個別化等の雇用形態の変化等を反映し、福島労働局に設置した県内5ヶ所（労働局企画室、福島、郡山、いわき及び会津の各労働基準監督署内）の総合労働相談コーナーに寄せられた総合労働相談の件数は1万件を超え、民事上の個別労働紛争に係る相談件数も3,308件となり、制度発足以降依然として増加を続けている。

また、助言・指導申出受付件数は112件で制度施行から初めて100件を超え、あっせん申請受理件数は88件と昨年度実績109件を下回ったものの、引き続き、制度の利用が進んでいる。

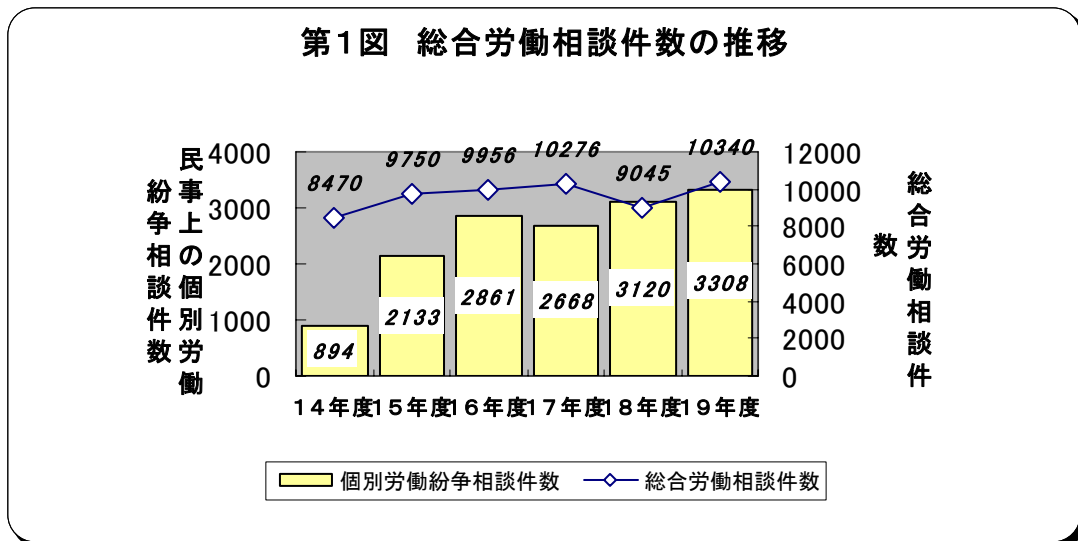
『個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（別添4、5）』に基づく、個別労働紛争解決制度の平成19年度の施行状況は以下のとおりである（福島労働局の運用状況は別添1、全国の運用状況は別添2、都道府県労働局別運用状況は別添3）。

1. 相談受付状況

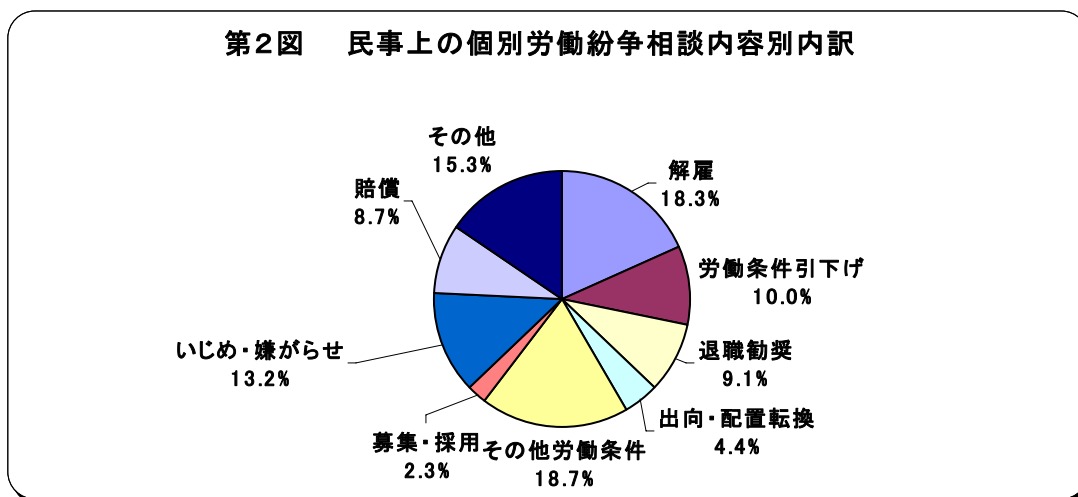
福島労働局では、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを県内5ヶ所（労働局企画室、福島、郡山、いわき及び会津の各労働基準監督署内）に設置しているところであるが、平成19年度1年間に寄せられた相談は10,340件であった。

このうち、労働関係法令上の違反を伴わない解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関するものが3,308件であった。

年度ごとの推移をみると、増加傾向にある。（第1図）



民事上の個別労働紛争に係る相談内容の内訳は、解雇に関するものが最も多く733件、18.3%、いじめ・嫌がらせに関するものが529件、13.2%、労働条件の引下げが402件、10.0%と続いている。（第2図）



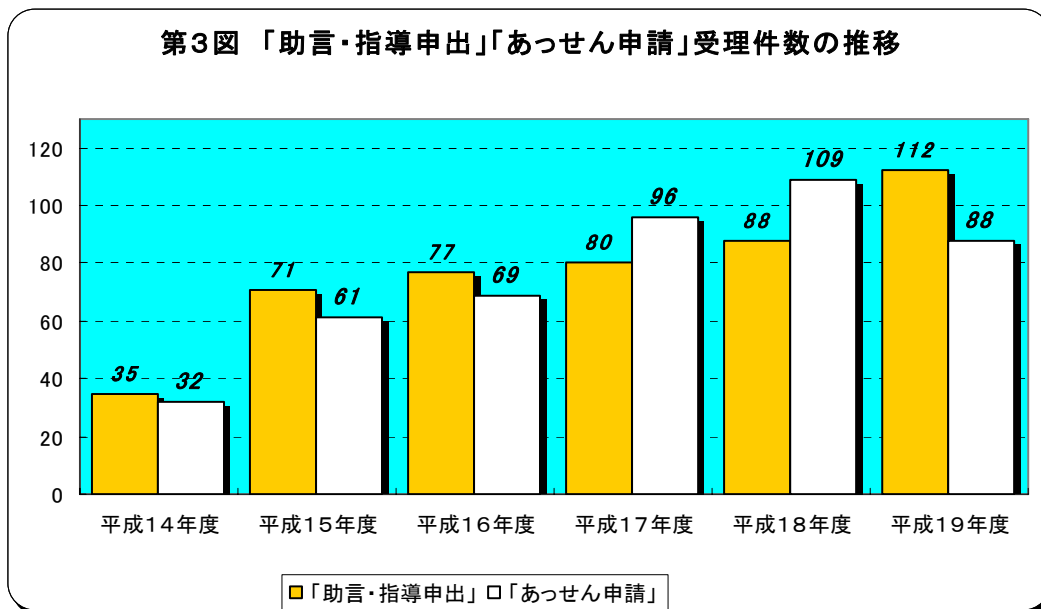
また、民事上の個別労働紛争に係る相談者は、労働者が73.0%と大半を占めており、事業主からの相談は11.0%であった。

労働者の就労状況は、正社員が25.1%と最も多いが、パート・アルバイトが10.2%、派遣労働者・期間契約社員も9.3%を占めている。

2. 都道府県労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの受付状況

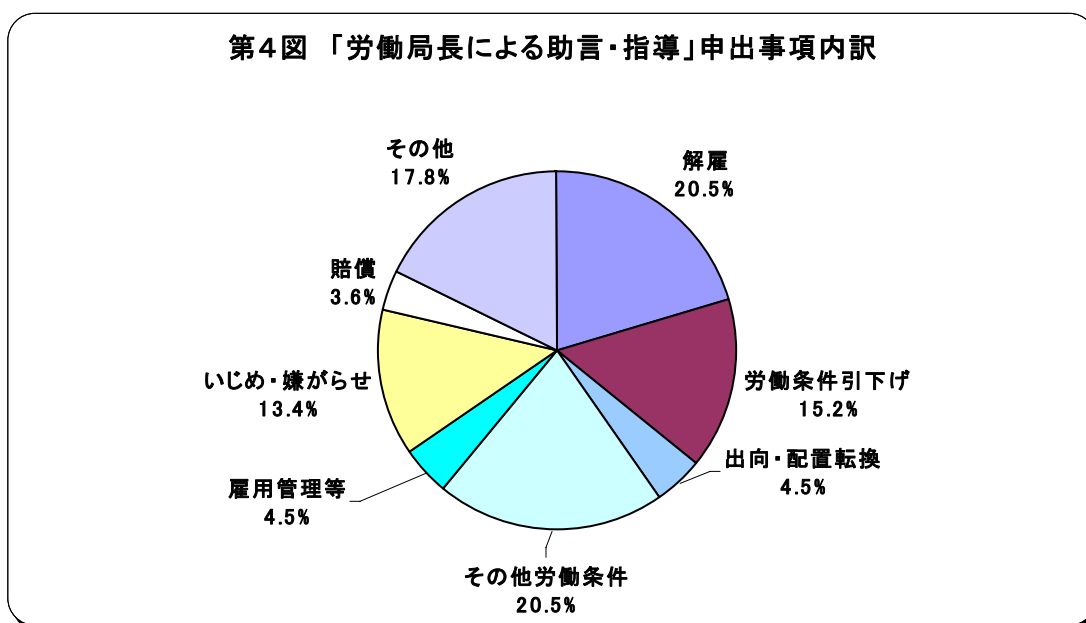
平成19年度の当該制度に係る助言・指導申出件数は112件で、平成18年度比で27.3%の増加となっている。

あっせん申請受理件数は88件で、対前年度比19.3%の減少となっている。(第3図)



3. 都道府県労働局長による助言・指導の主な内容

助言・指導の申出の主な内容は、解雇に関するものが23件、20.5%と最も多く、次いで、労働条件の引下げに関するものが17件、15.2%、いじめ・嫌がらせに関するものが15件、13.4%と続いている。(第4図)



申出を受け付けた事案の処理状況は、助言・指導を実施したものは110件で、申出が取り下げられたものは2件となっている。

処理に要した期間は、全て1ヶ月以内で終了している。

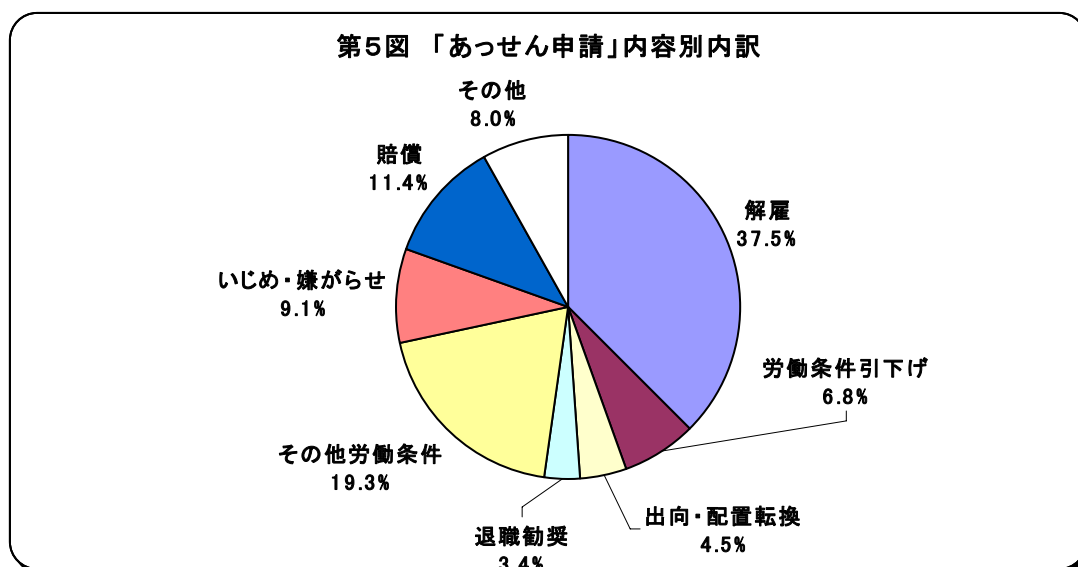
申出人は、労働者が90.1%と大半を占めるが、事業主からの申出も9.9%あった。

労働者の就労状況は、正社員が33.6%と最も多いが、パート・アルバイトが25.4%、派遣労働者・期間契約社員も13.6%を占めている。

労働組合のない事業所の労働者が64.3%である。

4. 紛争調整委員会によるあっせんの主な内容

あっせん申請の主な内容は、解雇に関するものが33件、37.5%と最も多く、次いで、賠償10件、11.4%、いじめ・嫌がらせが8件、9.1%、労働条件の引下げに関するものが6件6.8%と続いている。(第5図)



申請を受理した事案の処理状況は、平成19年度1年間に手続きを終了したものは78件である。このうち、合意が成立したものは28件で35.9%、申請者の都合により申請が取り下げられたものは10件で12.8%、紛争当事者の一方が手続きに参加しない等の理由により、あっせんに打ち切ったものは40件で51.3%となっている。

処理に要した期間は、1ヶ月以内が75.6%、1ヶ月を超え2ヶ月以内が21.8%となっている。

申請人は、労働者が82件で93.2%と大半を占めるが、事業主からの申請も6件あった。

労働者の就労状況は、正社員が53.7%と最も多く、パート・アルバイトが18.3%、派遣労働者・期間契約社員が12.2%となっている。

労働組合のない事業所の労働者が64.8%である。

【紛争調整委員会とは】

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家である学識経験者により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されている。この紛争調整委員会の委員のうちから指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施するものである。

個別労働紛争解決制度の運用状況(概要) 福島労働局

(平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日)

1. 総合労働相談コーナーに寄せられた相談 10,340 件					
相談者の種類 労働者 5,896 件 事業主 1,994 件 その他 2,450 件					
2. 民事上の個別労働紛争に係る相談の件数 3,308 件					
①相談者の種類 労働者 2,418 件 事業主 363 件 その他 527 件					
②労働者の就労状況					
正社員	830 件	パート・アルバイト	336 件	派遣労働者	171 件
期間契約社員	135 件	その他・不明	1,836 件		
③紛争の内容 (※内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が4,015 件となる。)					
普通解雇	516 件	整理解雇	132 件	懲戒解雇	85 件
労働条件の引下げ	402 件	退職勧奨	364 件	出向・配置転換	176 件
その他の労働条件	750 件	育児・介護休業等	19 件	募集・採用	91 件
雇用管理等	23 件	いじめ・嫌がらせ	529 件	その他	928 件
3. 福島労働局長による助言・指導の件数					
(1) 助言・指導の申出の受付を行った件数 112 件					
①労働者の就労状況					
正社員	37 件	パート・アルバイト	28 件	派遣労働者	4 件
期間契約社員	11 件	その他・不明	32 件		
②紛争の内容					
普通解雇	20 件	整理解雇	2 件	懲戒解雇	1 件
労働条件の引下げ	17 件	退職勧奨	3 件	出向・配置転換	5 件
その他の労働条件	20 件	育児・介護休業等	0 件	募集・採用	1 件
雇用管理等	5 件	いじめ・嫌がらせ	15 件	その他	23 件
(2) 助言・指導の手続を終了した件数 112 件					
終了の区分					
助言・指導を実施	110 件				
取下げ	2 件				
4. 紛争調整委員会によるあっせんの件数					
(1) あっせんの申請の受理を行った件数 88 件					
①労働者の就労状況					
正社員	44 件	パート・アルバイト	15 件	派遣労働者	5 件
期間契約社員	5 件	その他・不明	19 件		
②紛争の内容					
普通解雇	23 件	整理解雇	7 件	懲戒解雇	3 件
労働条件の引下げ	6 件	退職勧奨	3 件	出向・配置転換	4 件
その他の労働条件	17 件	育児・介護休業等	0 件		
雇用管理等	3 件	いじめ・嫌がらせ	8 件	その他	14 件
(2) あっせんの手続を終了した件数 78 件					
終了の区分					
当事者間の合意の成立	28 件	申請の取下げ	10 件		
打切り	40 件				

個別労働紛争解決制度の運用状況(概要) 全国集計

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

1. 総合労働相談コーナーに寄せられた相談		997,237 件	
相談者の種類			
労働者	594,365 件	事業主	300,954 件
		その他	101,918 件
2. 民事上の個別労働紛争に係る相談の件数		197,904 件	
①相談者の種類			
労働者	159,850 件	事業主	23,104 件
		その他	14,950 件
②労働者の就労状況			
正社員	94,993 件	パート・アルバイト	34,096 件
派遣労働者			13,615 件
期間契約社員	13,715 件	その他	41,485 件
③紛争の内容 (※内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が226,460件となる。)			
普通解雇	39,490 件	整理解雇	6,837 件
懲戒解雇			5,422 件
労働条件の引下げ	28,235 件	退職勧奨	17,410 件
出向・配置転換			8,188 件
その他の労働条件	48,605 件	育児・介護休業等	1,785 件
募集・採用			3,255 件
雇用管理等	3,888 件	いじめ・嫌がらせ	28,335 件
その他			35,010 件
3. 都道府県労働局長による助言・指導の件数			
(1) 助言・指導の申出の受付を行った件数		6,652 件	
①労働者の就労状況			
正社員	3,449 件	パート・アルバイト	1,406 件
派遣労働者			594 件
期間契約社員	693 件	その他	510 件
②紛争の内容 (※内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が6,801件となる。)			
普通解雇	1,325 件	整理解雇	209 件
懲戒解雇			98 件
労働条件の引下げ	809 件	退職勧奨	521 件
出向・配置転換			315 件
その他の労働条件	1,484 件	育児・介護休業等	2 件
募集・採用			64 件
雇用管理等	107 件	いじめ・嫌がらせ	759 件
その他			1,108 件
(2) 助言・指導の手続を終了した件数		6,592 件	
終了の区分			
助言を実施	6,409 件	指導を実施	8 件
取下げ	100 件	打切り	45 件
		その他	30 件
4. 紛争調整委員会によるあっせんの件数			
(1) あっせんの申請の受理を行った件数		7,146 件	
①労働者の就労状況			
正社員	4,109 件	パート・アルバイト	1,318 件
派遣労働者			532 件
期間契約社員	828 件	その他	359 件
②紛争の内容 (※内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が7,411件となる。)			
普通解雇	2,191 件	整理解雇	452 件
懲戒解雇			128 件
労働条件の引下げ	641 件	退職勧奨	590 件
出向・配置転換			238 件
その他の労働条件	1,324 件	育児・介護休業等	5 件
募集・採用			
雇用管理等	84 件	いじめ・嫌がらせ	1,118 件
その他			640 件
(2) あっせんの手続を終了した件数		7,034 件	
終了の区分			
当事者間の合意の成立	2,700 件	申請の取下げ	522 件
打切り	3,777 件	その他	35 件

個別労働紛争解決制度の運用状況について

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

労働局名	総合労働相談件数	民事上の 個別労働紛争 相談件数	労働局長の 助言・指導制度 申出受付件数	紛争調整委員会の あっせん制度 申請受理件数
1 北海道	35,633	6,706	276	318
2 青森	9,495	2,510	106	74
3 岩手	8,690	1,875	71	72
4 宮城	21,433	4,245	124	94
5 秋田	7,538	1,971	45	47
6 山形	8,172	1,584	43	71
7 福島	10,340	3,308	112	88
8 茨城	23,525	4,224	161	168
9 栃木	10,644	1,956	113	144
10 群馬	15,009	4,414	154	83
11 埼玉	54,280	10,589	164	112
12 千葉	24,729	4,860	231	197
13 東京	132,463	19,974	560	1,430
14 神奈川	53,369	12,974	168	202
15 新潟	13,597	2,484	82	99
16 富山	10,098	1,854	92	101
17 石川	6,422	1,431	110	67
18 福井	7,122	1,778	93	73
19 山梨	7,210	1,607	48	50
20 長野	15,587	2,623	180	203
21 岐阜	14,993	3,712	113	103
22 静岡	34,942	3,982	313	175
23 愛知	74,019	9,297	338	305
24 三重	14,647	3,427	115	106
25 滋賀	8,684	1,592	97	102
26 京都	26,011	6,912	159	174
27 大阪	93,483	15,907	327	447
28 兵庫	48,733	8,733	279	223
29 奈良	8,510	1,920	23	165
30 和歌山	8,316	2,088	71	84
31 鳥取	7,171	1,387	35	63
32 島根	6,103	1,774	22	67
33 岡山	14,336	2,495	87	140
34 広島	32,374	7,488	166	141
35 山口	5,718	1,487	247	65
36 徳島	4,488	1,452	42	31
37 香川	6,307	1,223	70	40
38 愛媛	9,017	1,858	90	75
39 高知	4,160	1,177	102	83
40 福岡	43,338	9,014	197	261
41 佐賀	6,442	2,080	86	85
42 長崎	7,473	1,656	61	64
43 熊本	8,742	4,555	197	110
44 大分	6,010	1,500	70	64
45 宮崎	10,467	1,579	57	115
46 鹿児島	9,563	3,974	204	77
47 沖縄	7,834	2,668	151	88
計	997,237	197,904	6,652	7,146

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設等により総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

2 概要

(1) 紛争の自主的解決

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

(2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(3) 都道府県労働局長による助言及び指導

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

(4) 紛争調整委員会によるあっせん

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

(5) 地方公共団体の施策等

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

個別労働紛争解決システム

